

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案要綱

第一 自動車検査独立行政法人法の一部改正

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）について、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。
（第四条関係）

二 役員及び職員の秘密保持義務

検査法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすること。
（第十条関係）

三 役員及び職員の地位

検査法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
（第十一条関係）

四 罰則

役員及び職員の秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設けること。

第二 道路運送車両法の一部改正

(第十九条関係)

一 国土交通大臣による審査の実施

国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を円滑に処理することが困難となった場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うことができることとする。

(第七十四条の二関係)

二 手数料の納付

自動車の新規検査等の申請をする者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならないこととし、当該手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とすること。

(第二百二条関係)

第三 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

職員の引継ぎ等、国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置等について所要の規定を設けること。

(附則第二条から第八条まで関係)

三 関係法律の整備

関係法律について所要の整備を行うこと。

(附則第九条から第十二条まで関係)